



平成28年4月13日

【担当】

栃木労働局職業安定部職業安定課需給調整事業室

需給調整事業室長 阿見 正浩

需給調整指導官 鈴木 雅美

(電話) 028-610-3556

報道関係者 各位

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

栃木労働局（局長：白兼 俊貴）は、本日下午のとおり、職業安定法に違反した労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「労働者派遣法改正法」という。）附則第6条第5項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 処分を受けた事業主

名 称	株式会社 ビジネス（代表取締役 小林 高志）
所 在 地	栃木県足利市八幡町1-21-4 丸山ビル3階西
届出に関する事項	届出受理番号 特09-300255
届出受理年月日	平成18年12月11日

第2 処分の内容

- 1 労働者派遣法改正法附則第6条第5項に基づく労働者派遣事業停止命令
（労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり）
- 2 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり）

第3 処分の理由

株式会社ビジネスは、栃木県足利市八幡町1-21-4 丸山ビル3階西に本社を置き、厚生労働大臣に平成18年12月11日届出（特09-300255）により、特定労働者派遣事業を営む事業主であるが、少なくとも平成23年10月5日から平成26年1月31日までの間、A社で雇用した労働者75名を、自社の労働者であると偽り、延べ15,717人日、労働者派遣と称してB社に供給し、もって職業安定法第44条において禁止される労働者供給事業を行ったものである。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成28年4月14日から同年5月13日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

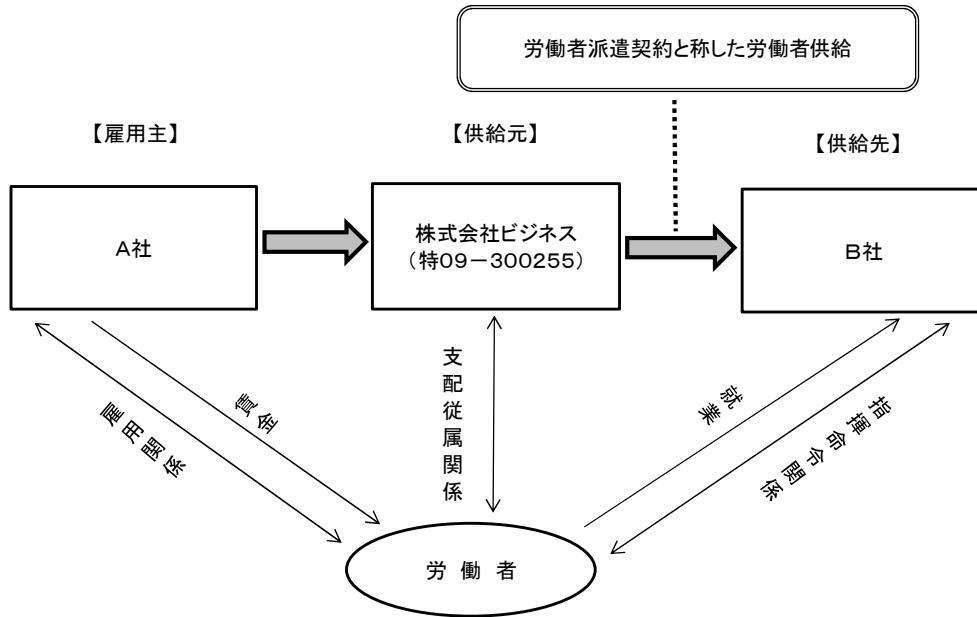
- 1 労働者派遣事業、請負事業の全てを対象として、これらが労働者派遣法及び職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に職業安定法第44条に係る事項について重点的に点検すること。

- 2 上記の「処分理由」に係る職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- 3 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律の規定に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣制度の理解の徹底を図るとともに遵法体制の整備を図ること。

参考資料：全体概要図、法律条文

<全体概要図>



○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（抄）

（労働者派遣事業の許可）

第5条

第1項

労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

（改善命令等）

第49条

第1項

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）（抄）

（特定労働者派遣事業に関する経過措置）

附則第6条

第1項

この法律の施行の際現に旧法第16条第1項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業（旧法第2条第5号に規定する特定労働者派遣事業をいう。）を行っている者は、施行日から起算して三年を経過する日までの間（当該期間内に第4項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は新法第13条第1項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間）は、新法第5条第1項の規定にかかわらず、引き続きその事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。

第2項

前項の規定による労働者派遣事業に関しては、新法第5条、第7条から第10条まで、第11条第1項後段及び第2項から第4項まで、第13条第2項、第14条並びに第54条の規定は適用しないものとし、新法の他の規定の適用については、当該労働者派遣事業を行う者を新法第2条第4号に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、新法第11条第1項中「第5条第2項各号に掲げる」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）第1条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「平成27年改正前法」という。）第16条第1項の届出書に記載すべきこととされた」と、新法第26条第3項中「第5条第1項の許可を受けている」とあるのは「平成27年改正前法第16条第1項の規定により届出書を提出している」とするほか、必要な読替は、政令で定める。

第5項

厚生労働大臣は、第1項の規定による労働者派遣事業を行う者が施行日前に旧法（第3章第4節の規定を除く。）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、若しくは施行日以後に新法（第3章第4節の規定を除く。）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は職業安定法（第22年法律第141号）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○職業安定法（昭和22年法律 第141号）（抄）

（労働者供給事業の禁止）

第44条

第1項

何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。